

特報1	平成17年度消防庁予算案等の概要	4
特報2	国民保護モデル計画作成の基本的考え方	7
特報3	国民保護法に関する基本指針要旨の解説	9
特報4	消防力の整備指針に関する答申	11
特報5	ドン・キホーテ浦和花月店等の火災を踏まえた消防庁の対応等	13

平成17年2月号 No.407

巻頭言 危機管理

TOPICS

消防団啓発ポスター及び消防団メールマガジン・ホームページ普及促進パンフレットの作成	15
地域防災力の充実に向けた消防団の取組事例	16
消防救急自動車の運用を開始	18
救急業務に関する広報ポスター等の消防庁長官感謝状授与	19

Report

平成16年(1月～9月)における火災の概要(概数)	20
放火火災防止対策戦略プラン(放火火災防止対策検討会報告書)	22
平成16年9月5日東海道沖で発生した地震に係る津波避難の状況	23
集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討骨子の概要	24

緊急消防援助隊情報

消防庁長官褒状授与式	25
------------	----

消防通信～北から南から

京都府 宇治市消防本部 「お茶と世界遺産のまち」歴史観光都市宇治市	27
-----------------------------------	----

消防通信～望楼

東京消防庁(東京都)/岐阜市消防本部(岐阜県)	28
県央地域広域市町村圏組合消防本部(長崎県)/(財)石川県消防協会(石川県)	

広報資料(3月分)

少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	29
-----------------------	----

INFORMATION

第4回 消防研究所シンポジウム - 消防隊員用防護服に関する国際シンポジウム -	30
12月の主な通知/消防庁人事/広報テーマ(2・3月分)	31



表紙
千葉市消防局
消防ヘリコプター
「おとり2号」

危機管理



川崎市消防局長 山口 仁臣

今年は、未曾有の被害を発生させたあの阪神・淡路大震災後10年目の年となります。

この間、我が国の防災体制は、この地震を契機に発足した緊急消防援助隊等により、急速に進展しているところであります。

このような中、昨年は全国各地で自然災害が相次いだ年であり、台風及び集中豪雨、更に10月23日には、震度7を記録する新潟県中越地震により、甚大なる被害が発生しました。これらの対応につきましては、昨年度法制化された緊急消防援助隊が確立された法体系のもと、全国各県から被災地に向けて出動し、相互の協力により、数々の救助・救急活動を行い成果を上げたところであります。

また、関東近県には東海地震及び南関東直下型地震の発生が危惧されております。これらの地震に係る対応につきましては、国による緊急消防援助隊アクションプランにより防災体制が定められているところであり、今後は、この体制を確固たるものとするためにも、関係機関の協力のもと訓練を重ね、発災時の即応体制の充実を図ることが急務となっております。

更に全国的には、一昨年国会において可決された有事関連三法を受け、「国民保護法案」が整備されているところであり、将来国家的有事の際には、各地方公共団体においても国民の安全を確保するために、必要な措置を講ずることが求められるなど、私たち消防機関としての体制を整備することも求められております。各自治体に属する消防本部も、国家的単位の一部としてその一任を担うことと同時に、大規模かつ特殊な災害の対応につきましては、消防機関のみではなく、警察、自衛隊、その他関係機関との連携を密にすることが、ますます重要であると考えます。

一方、本市といたしましては、今後の地方分権時代にふさわしい市民と自治体の関係を構築するため、全国政令指定都市に先駆けて、市民自治を確立することを目的に自治基本条例を制定し、本年の4月1日施行に向け、自治運営を担う主体である市民と行政が一丸となって推進しているところであります。本市といたしましても、限られた財源と人員を有効に活用し、また、刻々と変化する社会情勢を的確に把握し、職員一人ひとりが危機管理意識を持って「市民主体の行政」を推進し、「災害に強い安全都市川崎」を目指し努力してまいります。

終りになりますが、各種の災害により被災された方々に、心からのお見舞いを申し上げますと共に、何時発生する矢も知れない大地震、大規模特殊災害、更には国家的有事の際の国民保護等、如何なる災害等の対応につきましても、防災機関一致協力して最善を尽くす所存であります。

消防の動き

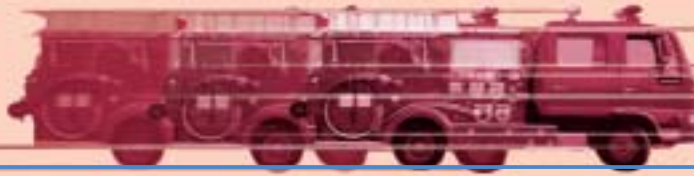


平成17年
2月号

No. 407

平成17年度消防庁予算案等の概要
国民保護モデル計画作成の基本的考え方
国民保護法に関する基本指針要旨の解説
消防力の整備指針に関する答申
ドン・キホーテ浦和花月店等の火災を踏まえた消防庁の対応等

消防庁



平成17年度消防庁予算案等の概要

総務課

1 平成17年度予算(案)について

1 国の予算と消防庁の予算の概要

政府は、平成16年12月24日、平成17年度の一般会計予算の政府案を閣議決定しました。

政府案は、前年度同様の歳出改革路線を堅持・強化し、一般会計歳出及び一般歳出について、実質的に前年度の水準以下に抑制する一方、予算の内容については大胆なメリハリをつけることにより、重点的・効率的な予算配分が行われております。

予算編成過程において、三位一体の改革のなかで補助

金の約1.7兆円削減などがあり、その結果、一般歳出については47.3兆円(0.7%)、これに国債費及び地方交付税交付金等を加えた全体としての歳出規模は総額82.2兆円(+0.1%)となっております。内訳として、社会保障関係費(+2.9%)のみが増額となっており、その他の経費については、軒並み減額という状況で、前年度を下回る水準となっております。

消防予算については、平成16年6月に閣議決定された、いわゆる「骨太の方針第4弾」において、構造改革が目指すべき「重点強化期間の5つの課題」に「『持続的な安全・安心』の確立」と明記され、その持続的な安全・安心の確立として「危機管理体制の整備」が明記されました。

「経済財政運営と構造改革の基本方針2004」における消防予算の位置付け

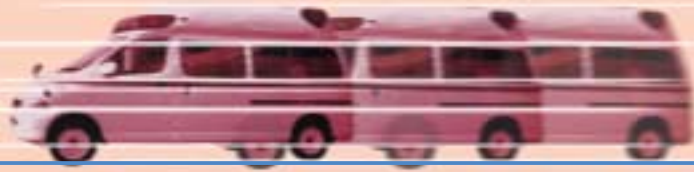
◇「重点強化期間」の5つの課題に、「『持続的な安全・安心』の確立」として明記。

第五に、「持続的な安全・安心」の確立に取り組む。具体的には、社会保障制度について、年金・医療・介護・生活保護等を一体としてとらえた総合的な改革を進める。

また、少子化対策、健康・介護予防の推進、治安・安全の確保、循環型社会の構築・地球環境の保全にも注力する。

◇「『持続的な安全・安心』の確立」として、「危機管理体制の整備」が明記。

大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の整備や、住民及びNPO等との協働による安心・安全な地域づくりを推進する。



消防予算の総額は195.3億円、対前年度比 12.9%となっています。そのうち消防補助負担金は、三位一体の改革で、常備消防分（24.5億円）が削減・一般財源化されたことにより、全体で132.7億円、対前年度比 16.7%となっています。

なお、後述の平成16年度補正予算の消防補助金36.5億円を加えれば、169.2億円となり、平成16年度と比較して6.2%の増となり必要な予算について概ね確保できたと考えています。

また、消防補助負担金以外の各種事業費等については、62.6億円、対前年度比 + 2.7%で、特に人件費等及び消防研究所運営交付金を除けば、41.0億円、対前年度比 + 1.0%と、その充実を図ることができました。

消防庁にとって平成16年度は大きな節目の一年となりました。消防組織法の改正（16年4月1日施行）により、緊急消防援助隊に対する消防庁長官の出動指示権が創設され、また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定（16年9月17日施行）により、警報伝達や住民避難などに係る消防庁の責務が明確に規定されたことなどに伴い、大規模・特殊災害、有事、テロ等の緊急時に、緊急消防援助隊などの全国の消防部隊や地方公共団体の統合運用を行う責任を消防庁は負うこととなったわけです。

つまり、消防庁は、以上のように従来の「政策庁」から「政策・実施庁」へ変化したことにより、大規模・特殊災害、有事、テロ等の緊急事態発生時における消防庁の応急対応体制の確立を目指し、16年度補正予算と2か年間で念願であった消防庁ヘリコプターの予算も措置されました。

また、消防庁の組織体制（現行定数：119人）についても、17年度から庁内に「国民保護・防災部」を新設（部制導入）や災害担当参事官の設置、航空専門官（1人）・テロ対策専門官（1人）・地域情報把握専門官（4人）等の15人の増員など組織体制の強化を図ることとしています。

こうした改革により、「平時は地域密着型の自治体消防。大規模災害時には全国の消防が一丸となって対処」という今後の消防の歩む道が確立しつつあると考えています。

2 消防補助負担金

平成17年度予算案では、平成16年4月1日より消防庁長官が指示権を有する緊急消防援助隊の補助金を「義務的補助金」として2億円増額し、50億円を確保いたしました。

さらに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行に伴い、国民保護訓練に要する経費に対する国庫負担制度（国民保護訓練費負担金）を創設しました。

また、平成17年度の消防防災行政を取り巻く環境の変化のなかで、「三位一体改革」についてもここで詳しく触れておきたいと思います。具体的には、消防防災設備や消防団等に係る消防補助金について平成17年度及び平成18年度において一般財源化することが決まっています。

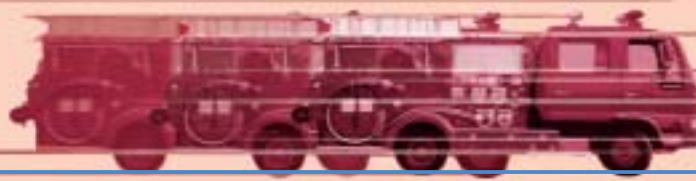
廃止される補助金については、近年の災害の状況からも、住民への迅速な警報伝達や住民避難・救出に極めて重要なものです。「三位一体改革」の趣旨は、地域のことについては地域が主体性を持って、自らの税源を中心にその用途を決定することです。地方財政は厳しい状況にありますが、消防補助金がないという理由で、住民の生命・身体を守るという地方団体にとって最も基幹的事業であるこのような消防・防災単独事業が安易に削減されることはあってはならないと考えています。市町村が予算編成において、消防・防災予算について、大きな視野で、住民や議会との対話を行いつつその充実・確保について議論を行うことが肝要であると思います。

3 その他の経費について

消防補助負担金以外の主な経費については、次のとおりです。

（1）大規模・特殊災害等への全国的見地からの対応体制の強化

- ・ 緊急消防援助隊関係補助金（50億円）
- ・ 消防庁ヘリコプターの整備（5億円）ほか、6億円を16年度補正予算で措置
- ・ 放射性物質、生物・化学剤災害（NBCテロ）対応資機材の整備（49百万円）
- ・ 実践的な緊急消防援助隊全国合同訓練の実施（60百



万円)

- ・ 消防庁組織体制の強化 (70百万円)

(2) 有事に備えた国民保護のための体制づくり

- ・ 国民保護即時サイレン調査検討 (2億1百万円)
- ・ 国と地方が共同して行う国民保護訓練についての地方支弁部分に対する国庫負担金 (47百万円)
- ・ 警報、避難指示の伝達に不可欠な同報系防災無線の全国的整備や消防団・自主防災組織資機材等に対する国庫補助金 (38億21百万円)
- ・ 民間防衛標章の取扱いの検討 (14百万円)

(3) 住民等との協働による安心・安全な地域づくり

- ・ 消防団、自主防災組織等地域における総合的な防災体制の整備
(地域安心・安全ステーション整備モデル事業)
(21百万円)
- ・ 災害時における防災情報の対象住民への迅速・的確な伝達の推進
(同報系防災無線(補助金)) <再掲> (17億56百万円)
- ・ 災害時要援護者の避難体制の整備 (8百万円)
- ・ 地上デジタル放送の利活用の検討、安否情報提供の検討 (19百万円)
- ・ インターネットを使ったe-カレッジ等により、サラリーマン消防団員、自主防災組織等の教育機会を充実 (1億15百万円)
- ・ 女性消防団員の活動環境整備の検討、消防団活動支援事業所等の表彰、消防団メールマガジンの充実等 (17百万円)

(4) 科学技術を活用した・安全な地域づくりの推進

- ・ 「やや長周期地震動」に対する浮き屋根式屋外タンクの耐震性確保の推進 (3億23百万円)
- ・ バイオマス燃料等の新技術・新素材の活用等に対応した安全対策 (76百万円)
- ・ NBCテロ対応型消防・防災ロボットの研究開発の推進 (1億5百万円)
- ・ 消防防災分野における競争的研究資金制度の充実 (3億70百万円)

(5) 消防防災施設・設備の整備促進

- ・ 緊急消防援助隊関係 (義務的補助金) <再掲>

(50億円)

- ・ 消防防災設備関係 <再掲> (38億21百万円)
- ・ 消防防災施設関係 (43億72百万円)

2 平成16年度補正予算(案)について

平成16年度の補正予算(案)は12月20日の臨時閣議で閣議決定されました。

今回の補正予算(案)は、新潟県中越地震等の復旧災害対策として、1.4兆円が計上することとされました。

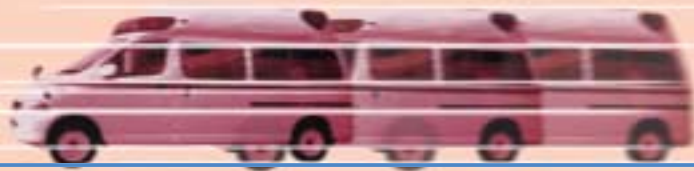
消防庁関係の補正予算(案)については次のとおりであり、総額53.3億円を計上しております。

1 新潟県中越地震等の被災地域への消防設備等の緊急整備

- ・ 消防水利の復旧と耐震化の推進 (7億64百万円)
- ・ 緊急消防援助隊関係設備の緊急整備 (17億24百万円)
- ・ 被災地の県内応援に係る常備消防用設備の緊急整備 (1億25百万円)
- ・ 災害時における住民避難等のためのデジタル防災行政無線の緊急整備 (6億73百万円)
- ・ 地区における迅速な災害対応のための消防団活動用資機材の緊急整備 (2億65百万円)
- ・ 東京都三宅村における村民帰島時の安全対策 (1億5百万円)

2 消防庁の緊急事態対応体制の充実強化等

- ・ ヘリコプターテレビ電送システムの緊急整備 (80百万円)
- ・ 消防庁ヘリコプター導入 (6億円)
- ・ 同時複数災害に対応した消防防災・危機管理センターの整備 (34百万円)
- ・ 衛星車載局車の第2世代化 (1億17百万円)
- ・ 消防庁支援車の整備 (21百万円)
- ・ 消防研究所電源装置の復旧 (46百万円)
- ・ 改革推進公共投資特別措置の繰り上げ償還 (7億74百万円)



国民保護モデル計画作成の基本的考え方

国民保護室・国民保護運用室

平成16年12月24日に第3回「地方公共団体の国民保護に関する懇談会」(座長：石原信雄元官房副長官)が開催され、内閣官房による基本指針要旨の公表を受けた消防庁の「国民保護モデル計画作成の基本的考え方」(以下「基本的考え方」という。)案についての説明及び審議が行われました。

その後、「基本的考え方」は消防庁原案通り了承されましたので、その概要をご説明します。なお、当日配付資料及び審議における主な意見は消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/kokumin.html>)に詳細が掲載されていますので、ご覧下さい。

1 位置付け

消防庁が作成する国民保護モデル計画は、政府の作成する基本指針(平成16年12月14日にその要旨を公表。本号の特報3(P.9・10)にその解説を掲載しています。)に沿って作成されるものですが、その位置付けとしては、地方自治法第245条の4に規定される「技術的助言」となるものです。総務大臣は都道府県国民保護計画の協議の担当大臣として、都道府県国民保護計画全般について責任を負っているため、計画作成全般についての技術的助言(スケジュールや構成等)は総務大臣が行うことになるほか、総務省は国と地方公共団体との連絡調整一般を任務としていることから、他省庁所管部分について、各省庁が定める技術的助言について、他省庁の了解の上で、モデル計画に記述し、地方公共団体に伝達するものです。

2 基本的な推進方策

国民保護モデル計画は、基本指針と同様に、基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、国民の協力(国民への啓発、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援)、指定公共機関・指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮、災害時要援護者等への配慮、安全の確保に配慮することとしています。また、基本指針と同様、時代の変化に即応して、国民保護計画に不断の見直しを加えていくものとしています。

そして、第2回国民保護懇談会において指摘されたとおり、正確な情報を如何に迅速に、現実に対応できるような手段で伝達することができるかに留意をしていくこととしています。

3 地方公共団体の自主性・自立性の尊重・配慮

地方公共団体の自主性を尊重して、地域の実情に応じた計画を都道府県が作成できるよう、モデル計画における記述内容が、国民保護計画への必要記載事項であるのか、任意の記載事項(対処の参考例)であるのか、区別できるように示すものとする、具体的には次の3つに記述内容をわけることとしています。

法令等との関係から、概ねモデル計画に沿って記述することが期待される事項

法令等との関係で必要記載事項であるが、記述内容は、各都道府県の地域事情等に応じた自主性に委ねられている事項

記述の有無も含め、任意の記述事項

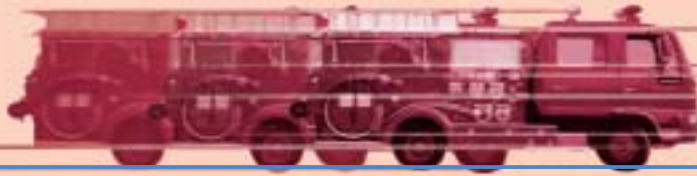
4 全体の構成

基本指針要旨においてその詳細が示された武力攻撃事態等の4類型について、その類型ごとに計画を作成することとはせず、一つの計画として定め、4類型に応じた対処については、その留意事項を記述することとしています。

また、緊急対処事態(国家として対処が必要な大規模テロ等)については、その対処が武力攻撃事態等における対処と異なる場合には、両者を区別した記述を行うこととしています。

モデル計画の基本的な構成については、総論 平素の備えや予防 事態への対処 復旧という構成とすることとしています。これは、基本指針に準拠しつつも、地方公共団体の危機管理計画としてなじみの深い地域防災計画がこのような構成をとっていることが多いことからです。

また、離島等、原子力発電所や石油コンビナート、自衛隊や米軍の施設区域が所在する地域等、特別な配慮を



要する地域に関する留意事項は、モデル計画に付属して示すこととしています。

5 実践的なモデル計画とするために

いざ事態が起きたときに実践的に対応できるような計画とするため、懇談会での議論等を踏まえ、武力攻撃事態等に応じた避難等の対処や留意点をできる限り具体的に記述するほか、次の5点に留意したモデル計画とすることとしています。

平時の対応を記述する「平素の備えや予防」と、有事への対処を記述する「事態への対処」とに区分して行うことで、それぞれに必要な事項を明らかにし、行動計画としてもわかりやすいものとする。

「平素の備えや予防」の一つとして、国民保護一般に関する普及啓発と合わせて、地域で発覚するようなテロ等の事態についての住民に対する啓発、地方公共団体が自ら管理する公共施設や公共交通機関における警戒等の予防対策など、予防に関する事項についても、必要な範囲内で記述することとする（警察・刑事活動に関する事項は、記述の対象とはしない。）

「事態への対処」において、事態の勃発が地域から発覚するような事態において、事態認定までの間も含め、応急対策などの対処についても、必要な範囲内で記述し、切れ目のない対策を講ずることができるようにすること。

に関連して、必要な場合には、国民保護法に基づく国民保護措置に関連して行う災害対策基本法や消防法等に基づく措置を必要な範囲内で記述するものとし、具体的には、事態認定前における連絡室等の任意組織の設置や災害対策本部の設置、応急の初動措置などが考えられる。また、事態として認定された後の必要な調整等についても記述するものとする（なお、その際には、災害対策基本法は、事態対処を想定した仕組みではないことに留意する必要がある。）

指定行政機関（関係省庁）、指定地方行政機関（地方支分部局等）その他の関係機関等との密接な連携を確保する観点から、各関係機関の窓口を、できる限り明らかにするものとする。

6 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画の基準となるべき事項

政府の基本指針における市町村及び指定地方公共機関に関する記述は、都道府県国民保護計画に定める事項の

一つである「市町村国民保護計画の基準となるべき事項」及び「指定地方公共機関国民保護業務計画の基準となるべき事項」の基準として記述されているものと考えられるため、政府の基本指針において、市町村及び指定地方公共機関について記述された事項は、基本的に、都道府県国民保護計画における必要記載事項として、記述するものとしています。

また、指定行政機関（各省庁）の国民保護計画で定められる事項のうち、市町村の国民保護計画の基準となるべき事項と考えられるもの及び所管する指定公共機関に関する事項があれば、関係省庁の協力を得て、モデル計画に必要な事項を記述するものとしています。

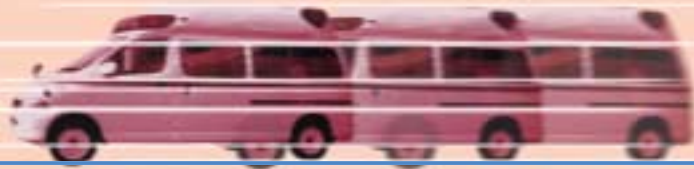
市町村に関する事項としては、都道府県が、地域の実情に応じた事態への対処を行う観点から、自らの判断で必要な「市町村国民保護計画の基準となるべき事項」を定めることは、差し支えありませんが、都道府県内の隣接する市町村や、一体的な都市圏を形成している地域において、想定する避難の方法等が異なることにより、支障がないようにする必要があることから、避難措置等においては、共通の枠組みを示す等、積極的に都道府県が対処する方向で記述するものとしています。

指定地方公共機関に関する事項としては、指定地方公共機関の国民保護業務計画の基準となるべき事項として、地域の実情に応じた記述も考えられますが、あくまで、指定地方公共機関の責務の範囲内のものに限った記述とすることが必要であり、また、指定地方公共機関が国民保護法上の責務以外にも、その自発的な意思の下に地方公共団体に協力すること、そしてそのことについて国民保護業務計画に定めることも想定されますが、こうした協力は、あくまでも指定地方公共機関の自発的な意思の下に行われることが必要であるため、国民保護モデル計画において、地域の事情に応じた記述は予定していません。

7 モデル計画の今後のスケジュール等

都道府県のモデル計画については、2月中に第4回国民保護懇談会を開催し、モデル計画の要旨を公表することとし、3月中にモデル計画を作成・公表することを予定しています。

また、消防庁においては、「基本的考え方」について、地方公共団体の意見募集を行っており、地方公共団体のご意見を踏まえながら、今後のモデル計画作成作業を進めていきたいと考えています。



国民保護法に関する基本指針要旨の解説

国民保護室・国民保護運用室

平成16年12月14日に内閣官房が公表した基本指針要旨（以下「要旨」という。）について、その概略を解説します。

1 基本指針と基本指針要旨の位置付けについて

平成16年6月14日に成立し、9月17日に施行された国民保護法の第32条には、政府があらかじめ、国民の保護に関する基本的な指針（基本指針）を策定することとされており、内閣官房を中心に各省庁が協力して策定作業を進めています。そして、各指定行政機関（国の各省庁）及び都道府県の国民保護計画並びに指定公共機関（日本赤十字社や日本放送協会などの公共の機関及び電気、ガスなどの公益的事業を営む法人。平成16年9月17日に160の機関及び法人を指定）の国民保護業務計画は、政府の基本指針に基づき作成されることとされています。

基本指針策定のスケジュールについては、平成17年3月を目途に策定されることとされており、国会での議論等において、「基本指針の策定に当たっては、地方公共団体や指定公共機関等の関係団体や国民の意見を十分に聞くこと」などとされたことを受け、このたび基本指針の「要旨」として、その策定の中間段階でその内容を公表し、幅広く関係団体や国民の意見を聞くこととしたものです。

そのため、要旨については、官邸のホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/pc/041214sisin.html>）にてパブリックコメントを実施しているところです。

2 基本指針要旨の基本的な構成

要旨の前文では、その位置付け及び我が国を取り巻く安全保障環境の変化等に伴い、政府は絶えず検証を行い、必要に応じて基本指針の変更を行うべきことをうたっています。そして第1章以下の章立ては次のとおりとなっております。以下に各章ごとにその内容の簡単な概略を解説します。

- 第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
- 第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項
- 第3章 実施体制の確立
- 第4章 国民の保護のための措置に関する事項
- 第5章 緊急対処事態への対処
- 第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

3 第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

第1章では、国、地方公共団体並びに指定公共機関及

び指定地方公共機関が国民保護措置を実施する際に留意すべき事項を次のとおり記述しています。

基本的人権の尊重、国民の自由と権利への制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施

国民の権利利益の迅速な救済が可能となるよう体制等を整備

武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供

国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣の要請など地方公共団体と防衛庁・自衛隊との連携啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の協力

日本赤十字社の自主性を尊重、放送事業者の言論その他表現の自由特に配慮、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重

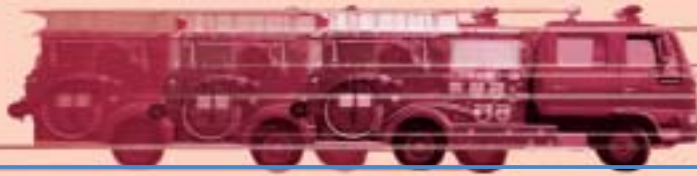
国民保護措置に従事する職員、運送事業者、医療関係者等の安全の確保に十分配慮

内閣総理大臣が避難の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないとき等の内閣総理大臣の是正措置

4 第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

第2章では、武力攻撃事態の想定に関する事項を記述しています。想定される武力攻撃事態を、一概には言えないとしつつも、4類型を示し、これらの事態が複合して起こることが想定されるとし、それぞれの類型に応じその特徴等を次のとおり整理しています。

- 着上陸侵攻
 - ・事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
 - ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
 - ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - ・事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
 - ・攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
 - 弾道ミサイル攻撃
 - ・発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難。発射後極めて短時間で着弾
 - ・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要。屋内への避難が中心
 - 航空攻撃



・航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難なため、屋内への避難等を広範囲に指示することが必要
また、上記の4種類のほか、攻撃の手段としてNBC（N：核兵器等、B：生物兵器、C：化学兵器）が用いられた場合についても、その留意点等を記述しています。

5 第3章 実施体制の確立

第3章では、事務分担や職員の配置等を国民保護計画等で定めるなど、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備すること、地方公共団体は防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備し、都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制の確保に努めること、などの国民保護措置の実施体制の確立について記述しています。

6 第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第4章では、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民生活の安定、武力攻撃災害の復旧等について、それぞれ国の方針を示しています。

住民の避難に関する措置においては、警報の発令を広く周知するため、サイレンを使用すること、市町村は、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得て、高齢者、障害者等に対する伝達にも配慮しつつ、各世帯に警報を伝達できる体制の整備に努めること、放送事業者である指定公共機関等は、警報の内容を速やかに放送すること、対策本部長は、都道府県の区域を越える避難措置の指示を行う場合には、関係都道府県から意見を聴取し、国の方針として具体的な要避難地域等について避難措置を指示すること、都道府県知事は、地理的特性等を踏まえ、国道・県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段等を避難の指示に当たって示すこと、市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導することなどが記述されています。

また、離島の住民の避難、原子力事業所周辺地域における住民の避難やNBC攻撃の場合の住民の避難について留意事項などが記述されています。

避難住民等の救援に関する措置においては、事態に照らし緊急を要する場合は、対策本部長の指示を待たずに救援を実施すること、食品、飲料水、寝具等については、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めること、関係都道府県は、必要に応じ、臨時の医療施設を開設すること、厚生労働省等は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成し、防衛庁は、関係都道府県知事の要請又は対策本部長の求めに応じ、衛生部隊を派遣すること、NBC攻撃による災害の場合の医療、安否情報の収集及び提供などが記述されています。

武力攻撃災害への対処に関する措置においては、都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施すること、生活関連等施設（その安全を確保しなければ国民生活に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる施設及び周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設）の所管省庁及び都道府県は、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設をあらかじめ把握し、内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺地域の安全確保のため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、警備の強化、周辺住民の避難等の措置を実施すること、原子炉の運転停止やNBC攻撃による被害の対処、消防庁長官は、消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、消火活動及び救助・救急活動について指示すること、廃棄物処理の特例、文化財の保護などが記述されています。

その他、通信の確保、輸送体制の整備、交通規制の実施、赤十字標章等及び文民保護の特殊標章等の交付、生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予、通貨及び金融の安定、教育の確保、雇用の維持等に必要な措置、電気・ガス・水の安定的な供給、応急復旧及び復旧などの武力攻撃事態等における国民保護措置に加え、平素からの訓練や備蓄について記述しています。

7 第5章 緊急対処事態への対処

第5章では、武力攻撃に準ずるテロ等の事態（緊急対処事態）においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施することとし、緊急対処事態としては、次の事態を想定しています。

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破等）

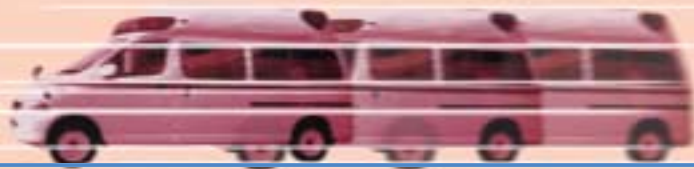
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（ターミナル駅や列車の爆破等）

多数の人を殺傷する特性を有する物資等による攻撃が行われる事態（炭疽菌やサリンの大量散布等）

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態（航空機による自爆テロ等）

8 第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

最後に、第6章において、国民保護計画及び国民保護業務計画の作成・変更にあたっては、広く関係者の意見を求めるよう努め、指定公共機関等は、業務に従事する者等の意見を聞く機会の確保に配慮することなど計画の作成手続について記述をしています。



消防力の整備指針に関する答申

総務課

はじめに

平成16年12月28日、菅原進一消防審議会会長から林省吾消防庁長官に「消防力の整備指針」について答申がなされました。

これは、平成16年11月22日に、林省吾消防庁長官から、消防を取り巻く社会環境の変化や消防活動の実態を踏まえ、適正な消防力を整備するために必要な「消防力の整備指針」について行われた諮問に対するものであり、2回の審議を経て、消防審議会で取りまとめられたものです。その主な内容をご紹介します。

この答申を受け、消防庁では、平成16年度中に、必要な政令の改正と「消防力の整備指針(告示)」を制定する予定です。

答申の概要

第1 現状と課題

「消防力の基準」は、平成12年の改正により、市町村の自主的な判断要素が相当程度拡充されたが、市町村においては、地方行財政を取り巻く厳しい社会情勢のなかで、消防需要の高度化・専門化に的確に対処していく必要性に迫られている。

第2 「消防力の基準」の見直しの考え方

1 「消防力の整備指針」としての位置付けの明確化

「消防力の基準」の名称を「消防力の整備指針」に改め、各市町村が消防力の整備を進めるに当たっての整備目標として、地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが要請されるものと位置付けるべきである。

2 「消防力の整備指針」の基本的な考え方

大規模災害時における国の役割を明確にしたうえ

で、市町村に対し、「総合性の発揮」、「複雑化・多様化・高度化する災害への対応」、「地域の防災力を高めるための連携」及び「大規模災害時等における広域的な対応」の必要性について認識を促すものとするべきである。

3 求められる職務能力の明示

消防職員の分野別に求められる職務能力を明確にするとともに、できるだけ幅広い経験を経ることにより、より高い水準を確保していく必要性について明記するべきである。

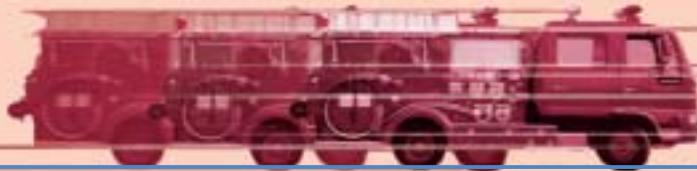
消防長が備えるべき資質として、「一定期間の消防業務の従事経験又は教育訓練の受講の必要性」及び「防災業務等行政全体にわたる幅広い見識の必要性」について、明記するべきである。

4 「兼務」概念の導入

(1) 消防ポンプ自動車等及び救急自動車の搭乗隊員の兼務の基準

救急自動車が出動している時に火災が発生する確率が低い消防署所における消防ポンプ自動車等の搭乗隊員と救急自動車の搭乗隊員の兼務の基準を明確化するべきである。





(2) 都市部における消防ポンプ自動車及び救急自動車の搭乗隊員の兼務の基準

都市部における救急需要の急速な増加に対応するため、消防ポンプ自動車の搭乗隊員を救急隊員にシフトさせることとし、当該救急隊員については、火災発生時には消防ポンプ自動車に搭乗する兼務隊員とするべきである。

(3) 予防業務の兼務の基準

交替制勤務の予防業務の兼務要員について、災害発生時に緊急車両に搭乗する場合を除き、予防業務に従事する形の兼務とし、その業務内容は防火指導等を行うものとするべきである。

5 人員・施設を合わせた性能・効果の充足に係る規定の導入

消防ポンプ自動車等の搭乗隊員数の基準について、装備に係る技術開発や消防戦術の進歩等を受け、人員・施設を合わせた性能・効果の充足により、新たに搭乗人員を減じることができる条件を明示するべきである。

6 防災・危機管理に関する基準の導入

近年、市町村の防災力の強化が重要課題とされていること等を踏まえ、「NBC災害対応資機材の配置基準」、「同報系無線の設置基準」、「消防庁舎の耐震化等の基準」及び「消防本部と消防団との通信設備の整備基準」について、新たに防災・危機管理に関する基準として、指針に盛り込むべきである。

7 警防業務 ~ 指揮隊及び指揮隊車の配置基準 ~

複数の消防隊、救急隊又は救助隊等が連携して災害活動を行う場合の指揮活動に使用する指揮隊車を、消防署ごとに配置することとし、その搭乗隊員数は、1台につき、「現場の統括」、「部隊の運用・管理、安全管理」及び「災害に関する情報の収集・管理」を担う3人以上とするべきである。

8 予防業務

(1) 予防要員数の基準

予防事務に要する人員数については、その算定

指標を予防事務量と密接な相関関係がある防火対象物数に改め、市町村に存する特定防火対象物数、非特定防火対象物数、戸建て住宅数をもとに算定するべきである。

危険物事務に要する人員については、危険物施設の危険性（施設区分ごとの事故発生率）及び技術基準の構成の複雑さ（審査、検査等に要する時間）等を考慮して算定するべきである。

(2) 予防要員の資格等

予防業務の高度化・専門化に対応するための予防要員の資格制度を新たに創設し、消防本部・消防署において専ら予防業務を担当する係には、少なくともこの資格者を1人以上配置するものとするべきである。

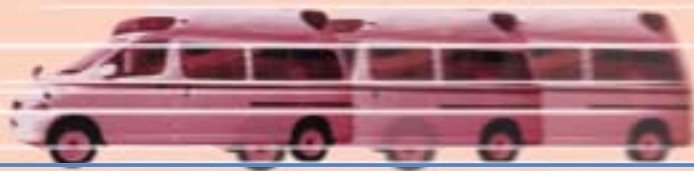
9 救急業務 ~ 救急自動車の搭乗隊員数の基準 ~

病院間の救急搬送としての転院搬送において、医師等の医療従事者が同乗する場合には、救急隊の搭乗隊員を2人とすることができることとするべきである。

10 消防団

消防団の役割を反映する具体的な算定指標として、「通常の火災に対応するために必要な団員数」及び「大規模災害や武力攻撃事態等に対応するために必要な団員数」について、数値指標を示すとともに、「地域固有の事情に起因する特別の災害対策に必要な団員数」として、考慮すべき地域特性を示すことが適当である。





ドン・キホーテ浦和花月店等の火災を踏まえた 消防庁の対応等

予防課・防火安全室

1 ドン・キホーテ浦和花月店の火災の概要 (平成16年12月21日現在)

- (1) 発生日時等
 - ア 発生日時：平成16年12月13日(月)20時(調査中)
 - イ 覚知日時：平成16年12月13日(月)20時20分
 - ウ 鎮圧日時：平成16年12月14日(火)3時05分
 - エ 鎮火日時：平成16年12月14日(火)8時40分
 - オ 気象状況 天候：曇 風向：北 風速：0.7 m/s 気温：7.6 湿度：53%
- (2) 被害状況
 - ア 死傷者等 死者3人 負傷者8人(中等症1人 軽症7人)
 - イ 焼損程度 2,237.67㎡(建物1棟全焼)
- (3) 建物概要等
 - ア 出火場所 埼玉県さいたま市緑区大字中尾260番地の1
(株)ドン・キホーテ浦和花月店
 - イ 建物構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建
 - ウ 建築面積等 建築面積 2,294.41㎡
延床面積 2,237.67㎡
- (4) 消防機関等の活動状況
 - ア 消防本部 31台 105名
 - イ 消防団 9台 103名
- (5) 火災原因 調査中

2 消防庁の対応

平成16年12月13日21時40分の火災の発生の覚知後、直ちに情報収集を開始するとともに次の対応を行いました。

- (1) 消防庁長官による火災原因調査の発動
12月14日に消防法第35条の3の2に基づき消防庁長官による火災原因調査を行うこととし、総務省消防庁

職員1名を派遣するとともに、同法第35条の3の3に基づき、独立行政法人消防研究所職員6名を現地に派遣しました。

(2) 量販店等における火災の再発防止に係る立入検査の実施

全国の消防機関に各消防機関において、量販店等について速やかに立入検査を行い、法令違反等防火安全上の不備事項が認められた場合には所要の措置を講ずるように通知しました。(12月14日付消防庁予防課長、防火安全室長連名通知「量販店等における火災の再発防止に係る立入検査について」)

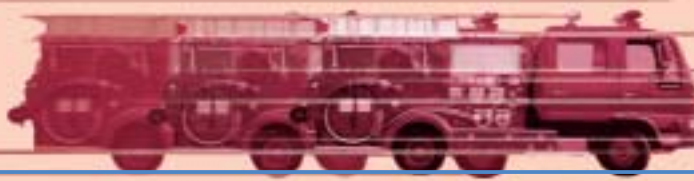
(3) 警察・消防放火等治安対策連携本部の設置

ドン・キホーテ浦和花月店の火災発生後も近隣の量販店において同種の連続不審火が相次いでおり、再発防止策の徹底を図ること等が急務であることから、総務省消防庁と警察庁が連携の強化及び対策の徹底を図るため、12月17日に今井 宏総務副大臣を本部長とする「警察・消防放火等治安対策連携本部」を設置して、以下の事項について、両庁が連携の上、関連施策を強力に推進することとしました。

- ・量販店等を中心とした火災予防対策に関する合同指導の実施
 - ・夜間パトロールの実施など未然防止対策の実施 等
- (12月21日付消防庁次長通知「年末年始に向けた放火



警察・消防放火等治安対策連携本部



対策の緊急強化について)」

なお、同日付で警察庁生活安全局生活安全企画課長通知「消防等との連携による放火等予防対策の緊急強化について」が各都道府県警察本部長あてに発出されています。

(4) 量販店等における防火安全対策の徹底等について通知の発出

全国の消防機関に対し、放火火災防災対策の緊急強化等、防火安全対策について、必要に応じ、警察等関係機関と連携し、放火火災防止対策の強化及び違反是正等の徹底を図るよう通知しました。(12月20日付消防庁予防課長、防火安全室長連名通知「量販店等における防火安全対策の徹底について」)

(5) 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策検討会の開催

ドン・キホーテ浦和花月店における火災を踏まえ、「避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策検討会」を開催し、学識経験者及び消防機関等により専門的な検討を行うこととし、12月22日(水)に第1回の検討会を開催しました。検討会の概要等については、以下のとおりです。



避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策検討会

ア 目的

多数の可燃性の商品が天井近くまで高密度に陳列された物品販売店舗等における防火安全対策のあり方について検討

イ 検討事項

- ・ドン・キホーテ浦和花月店火災の概要の把握と課題の整理・放火防止対策 等

の各種防火安全対策

ウ 検討メンバー

室崎益輝委員長(独立行政法人消防研究所理事長)
他11名



火災発生後のドン・キホーテ浦和花月店の外観

消防団啓発ポスター及び消防団メールマガジン・ホームページ普及促進パンフレットの作成

消防課

消防団は、地域社会における消防防災の中核的存在として、地域住民の安心・安全確保のために大きな役割を果たしておりますが、近年、社会環境の変化等を受け、地域によっては、消防団員数の減少等の課題に直面しております。

そこで、地域住民による消防団活動への理解と協力を促すとともに、幅広い世代の方や様々な職業の方に対して消防団への参加促進を図ることを目的として、財団法人日本宝くじ協会の協賛により、消防団啓発ポスター（以下「ポスター」という。）を作成しました。

また、併せて、地域住民の消防団に対する理解を向上していただくとともに、消防団のメールマガジンや消防団ホームページを一層普及促進するため、消防団メールマガジン・ホームページ普及促進パンフレット（以下「パンフレット」という。）を作成しました。

今回、ポスターとパンフレットを同時期に配付することで、地域住民の消防団への興味・関心を深め、消防団活動

への理解と協力を促し、ひいては、住民の消防団への積極的な加入促進へとつながることを期待しております。

1 概要

- ・ポスター：B2版カラー、B3版カラーで各2種類
- ・パンフレット：A4・4つ折、4色カラー

2 ポスターの標語

「万一の、唯一」

3 配布

B2版ポスター25万5,000枚を各消防団・分団、消防本部、市町村、都道府県、高等学校、大学、短期大学等へ、B3版ポスター25万5,000枚を各消防本部及び市町村へ配布しました。

また、パンフレット51万部を各消防団・分団、消防本部及び市町村へ配布しました。



消防団啓発ポスター< B2版 >



消防団啓発ポスター< B2版 >



消防団メールマガジン・ホームページ普及促進パンフレット（表紙面）

地域防災力の充実に向けた 消防団の取組事例

消防課

消防団は、地域防災体制の中核的存在として地域の安心・安全のため、大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少や消防団員の高齢化・サラリーマン化等の様々な課題に直面しています。

こうした中、各地の消防団では、消防団員の確保ひいては地域防災力の充実のため、様々な取り組みが行われており、その事例を紹介します。

1 女性消防分団の発足

平成15年7月に、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、同年12月には、徳島県内全市町村が「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されました。

こうした中で、徳島県鳴門市では、南海地震などの大規模災害等に備えた消防団の強化を目的に、平成16年7月、県内では初となる女性消防団員による消防分団を発足しました。その概要は次のとおりです。

消防団名：鳴門市消防団女性分団

愛称：うず小町（公募で決定）

設置年月日：平成16年7月3日



広報啓発活動を行う消防団員（写真提供：鳴門市消防本部）

管轄区域：市内全域

女性消防団員数：15人（総消防団員数：930人）

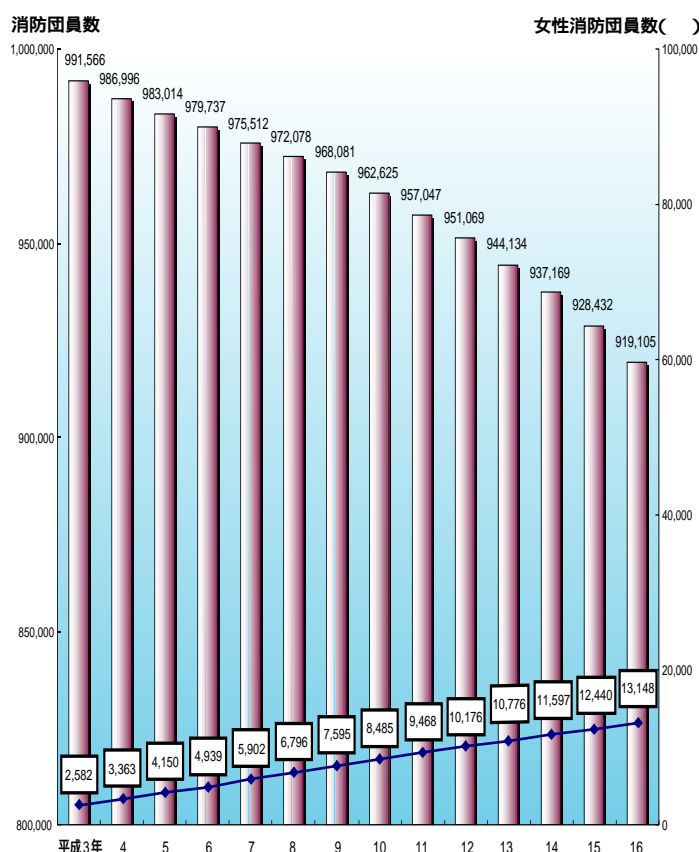
女性消防団員の構成：大学生・主婦・自営業者・会社員

活動概要：大規模災害が発生した場合、情報収集、応急救護及び避難誘導などの後方支援的な活動をする要員が不足するので、女性消防団員には、そうした役割を担ってもらうこととしており、また、平常時には、消防本部・消防団が実施する各種行事や訓練への参加及び防火広報活動を行っている。

また、今後は、消防団員の教育を兼ねて独居老人宅の防火訪問の実施を計画中である。

うず小町の女性消防団員の中には、看護師が2人おり、そのうちの1人は救急救命士の資格を取得していることから、大規模災害時の貴重な戦力になると期待されています。

消防団員数と女性消防団員数の推移



2 消防団OBの登用

栃木県宇都宮市では、消防団員の人材育成を効率的に行うことを目的として、平成12年度から、「消防団指導員制度」を実施し、消防団活動の経験が豊富な消防団OB等を登用し、消防団員の育成に当たっています。その概要は次のとおりです。

消防団名：宇都宮市消防団

対象者：部長以上の退団予定者又は消防団OB

指導員数：15人（総消防団員数：1,611人）

階級：部長（報酬も部長として支給）

活動内容：

- ・分団員の指導及び分団長の補佐
- ・新任消防団員研修・幹部及び新任部長研修への参加
- ・機械器具等の点検
- ・災害時の出動

この制度の実施により、消防団員の確保が図られるとともに、経験豊富な消防団員の知識・技術等が後継者に伝えられ、消防団の充実強化につながっています。



消防団員を指導する指導員（写真提供：宇都宮市消防本部）

3 自主防災組織との連携

神奈川県横浜市では、自主防災組織からの防災指導の要請により、消防団員が消火器取扱訓練、屋内消火栓訓練、応急救護訓練（三角巾、応急担架、ロープ結索）及び心肺蘇生法について、地域住民に指導を行い、消防団と自主防災組織が連携を図りながら、地域の防災力の充実を図っています。概要は次のとおりです。

消防団名：横浜市瀬谷消防団

消防団員数：285人（うち女性消防団員数：25人）

活動回数：年間約20回

本活動により、

- ・地域が一体となった防火防災意識が生まれたこと。
 - ・地域防災リーダーとしての女性消防団員の位置付けが確立されたこと。
 - ・地域防災の担い手としての消防団全体の重要性が再認識されたこと。
 - ・女性消防団員の活動範囲が広がり、消防団全体の活性化が図られたこと。
- などの効果もたらされています。



消火器の扱い方を住民に説明する消防団員（写真提供：横浜市消防局）

消防救急自動車の運用を開始

消防課

救急自動車の機能を兼ね備えた消防ポンプ自動車(消防救急自動車)について、新たに運用が開始されることとなりました。

この車両は、CD-型消防ポンプ自動車とほぼ同じ大きさの車両が、消防ポンプ自動車と救急自動車の機能を併せ持ったもので、主要な装備は下に掲載したものとなっています。

新たに開発された消防救急自動車を、緊急自動車として実際に運用するためには、道路運送車両法等の各種の規制に適合させる必要があり、消防庁、国土交通省、警察庁の担当者で協議のうえ、次のような運用で対応することとなりました。

車両の塗色	大部分を朱色とする。
サイレンの音	消防用務ではウーウー音、救急用務ではピーポー音を鳴動させる。
自動車の登録	消防車とする。
緊急自動車届出	消防ポンプ自動車及び救急自動車の両方で届け出る。

この他、消防ポンプ自動車の規格に適合し、救急自動車に必要な構造及び設備を有するものとなっていますが、積載装備等の関係で救急救命士が搭乗する高規格救急自動車には該当しないことになっています。

主要装備(消防)

- ・ポンプA-2級
- ・吸水管1本
- ・中継給水口2口
- ・アルミ製2連はしご
- ・アルミ軽量ホースカー
- ・管そう2本
- ・とび口2本
- ・ホース10本

主要装備(救急)

- ・ストレッチャー(1台)
- ・折畳式担架
- ・酸素吸入装置
- ・人工呼吸器
- ・電動吸引器
- ・血圧計
- ・創傷処置用資器材
- ・救急かばん



松戸市消防局に導入された「消防救急自動車」



訓練を視察する麻生太郎総務大臣(左から2人目)と松本 純総務大臣政務官(左から4人目)



松戸市消防局職員による実技訓練



「消防救急自動車」内部の視察

救急業務に関する広報ポスター等の 消防庁長官感謝状授与

救急救助課

消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」等において救急業務に関する広報活動を実施するため、ポスターやリーフレット等を作成しました。これらは全国の消防機関において、救急救命士による気管挿管の実施に必要な病院実習への協力依頼、非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用についての広報活動に活用され

ています。

このポスターやリーフレット等の作成にあたり、救急行政の趣旨をご理解いただき、多忙なスケジュールの中、撮影等にご協力していただいた、金子絵里さん・眞鍋かをりさんに消防庁長官の感謝状が授与されました。



金子絵里さん(平成16年12月1日)



眞鍋かをりさん(平成16年12月8日)

平成16年(1月～9月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は対前年比4,120件の増加

平成16年(1月～9月)における総出火件数は4万6,975件であり、前年同期と比べると、4,120件の増加(9.6%)となっております。

これは、おおよそ1日当たり172件、8分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年比較	増減数(%)
建物火災	25,127	53.5%	+740	3.0%
車両火災	5,330	11.3%	-270	-4.8%
林野火災	2,353	5.0%	+775	49.1%
船舶火災	103	0.2%	+3	3.0%
航空機火災	7	0.0%	+4	133.3%
その他火災	14,055	29.9%	+2,868	25.6%
総出火件数	46,975	100%	+4,120	9.6%

2 火災による死者は191人、負傷者は2人の減少

火災による死者は1,502人で、前年同期と比べると191人の減少(-11.3%)となっております。

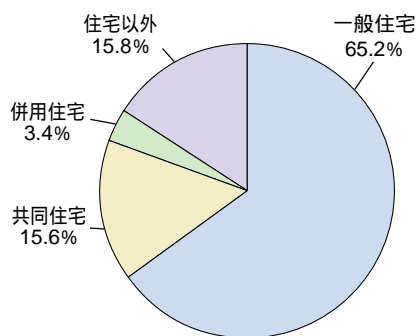
火災による負傷者は6,487人であり、前年同期と比べると2人の減少(-0.0%)となっております。

また、放火自殺者等は、前年同期より149人少ない497人となっております。

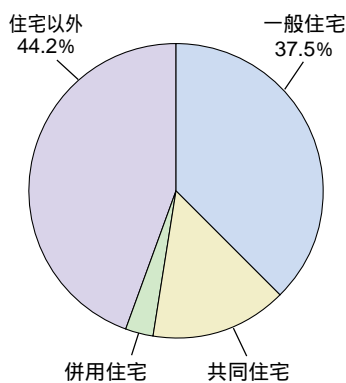
3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は728人で、26人の減少

建物火災における死者は、1,056人ですが、このうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、889人であり、放火自殺者等を除くと728人となっております。これを前年同期と比べると26

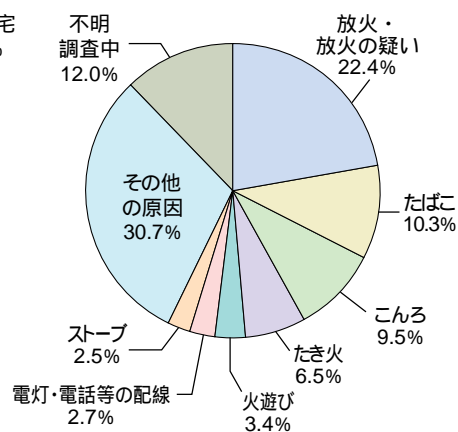
建物火災の死者1,056人の内訳



建物火災の出火件数2万5,127件の内訳



出火原因の内訳(全火災)



人の減少（-3.5%）となっていますが、年間1,000人を超えた昨年と比べても、依然予断を許さない状況です。

また、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、84.2%で、出火件数の割合55.8%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）の約6割が高齢者

住宅火災による死者728人のうち、415人（57.0%）が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年同期比較は、逃げ遅れ446人（70人の減・-13.6%）、着衣着火38人（2人の減・-5.0%）、出火後再進入21人（2人の増・+10.5%）、その他223人（46人の増・+26.0%）となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

全火災4万6,975件を出火原因別に見ると、「放火」6,096件（13.0%）、「たばこ」4,835件（10.3%）、「こんろ」4,442件（9.5%）、「放火の疑い」4,421件（9.4%）、「たき火」3,074件（6.5%）の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、10,517件（22.4%）となっています。

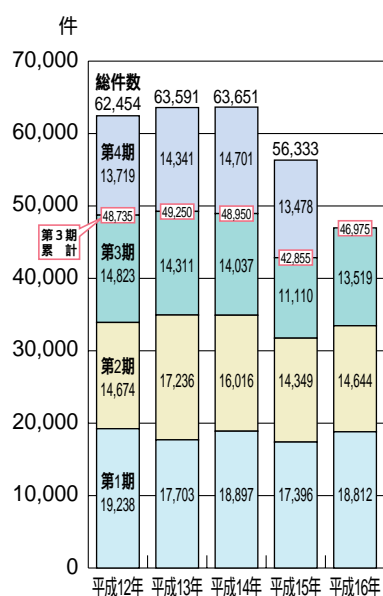
6 住宅防火対策への取り組み

平成15年中の住宅火災における放火自殺者等を除く死者数は、1,041人（49人増）と昭和61年以来の1,000人超となりました。このうち65歳以上の高齢者は589人（61人増）であり58.2%を占めています。

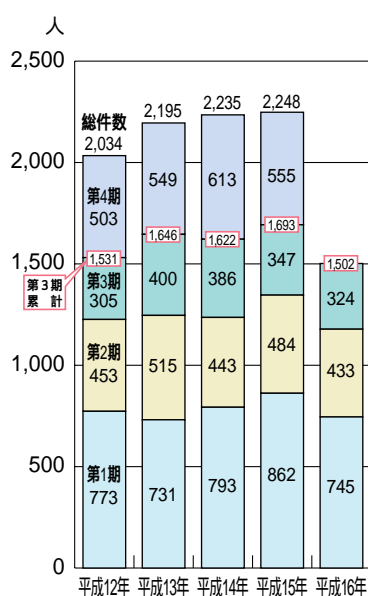
このことを踏まえ第159回国会に於いて、住宅に住宅用防災機器の設置を義務づけること等を内容とする「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」が、衆・参両院とも全会一致で可決成立し、平成16年6月2日に公布されました。

今後、住宅用防火機器の設置及び維持の基準について各市町村において条例が定められ、平成18年6月1日から施行されることとなります。

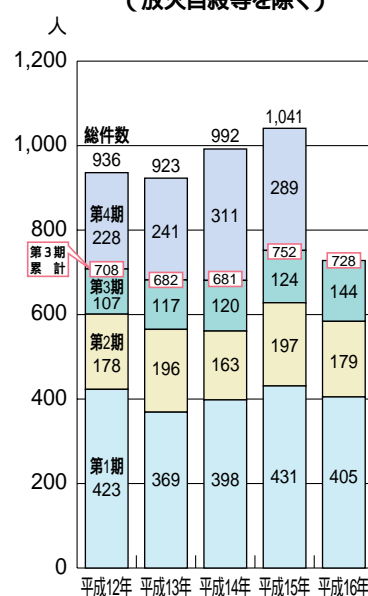
過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移（放火自殺等を除く）



放火火災防止対策戦略プラン (放火火災防止対策検討会報告書)

予防課

1 はじめに

平成16年版消防白書によると、平成15年中の「放火」による出火件数は8,354件で、7年連続して出火原因の1位となっています。「放火の疑い」まで含めると1万4,061件となり、全火災件数の25%を占め、大都市においては4割に達するところもあります。また、昨年末に埼玉県内の物品販売店舗において発生した連続放火火災による被害は、社会的に大きな影響を与えています。

一貫して増加傾向にある放火火災の防止対策について、消防庁では、春秋の全国火災予防運動の重点目標としての取り組みを促進するとともに、平成9・10年度の学識経験者等による検討会の成果である「放火火災予防対策マニュアル」(平成11年作成)を全国の消防本部に配布し、地域ぐるみで「放火されない環境づくり」を推進してきました。

さらに、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議)に「放火・連続放火から我がまちを守るための対策の推進」が盛り込まれたこと等を踏まえ、平成16年6月から「放火火災防止対策検討会」(委員長：小出 治・東京大学教授)において検討が進められ、「放火火災の防止に向けて ～放火火災防止対策戦略プラン～」(以下「戦略プラン」という。)として昨年12月に報告書がとりまとめられたので、その概要を紹介します。

2 戦略プランの概要

放火火災の防止は地域ぐるみで取り組むことが必要不可欠であることから、戦略プランは、

個人、事業所、自治会・町内会・商店街等が、地

**域の放火火災に対する危険度を自ら評価分析
評価の低かった項目を中心として、提示された対策
例に沿って、地域自らが放火火災防止対策を実行
半年後、1年後と継続的に状況を検証**

するという、いわゆるPDCAサイクルに沿って取
り組みを進める内容となっています。

また、消防機関が中心となっていく場合、
**消防署管内の過去の放火火災の発生状況を放火火
災情報地図を活用しながら分析**

**「年で %削減する」という目標を設定
放火火災防止対策に重点的に取り組むべき地域の
選定(併せて当該地区の削減目標も設定)**

を行った後、地域住民の協力のもと、からに
取り組むといった手順が示されています。

特に、危険度を自ら評価分析するに当たって、結
果が視覚的に表示されるレーダーチャート方式を採用
したこと、また、講ずべき対策も含めてパソコン上
で簡単に作業ができるようにして継続的な取り組みを
促していることに特色があります。

消防庁では、この戦略プランについて、ホームペー
ジ等で幅広く情報提供を行って放火火災の防止に向
けた取り組みを促進するとともに、来る3月1日から
7日まで行われる「平成17年春季全国火災予防運動」
において取り組むよう全国の消防機関に通知すること
としています。

また、その取り組みの結果をフィードバックして対
策の内容自体も適宜改善していくこととしており、こ
のような戦略により「放火されない環境づくり」によ
る安全で安心な暮らしの実現をはかることとしていま
す。

平成16年9月5日東海道沖で発生した地震に係る津波避難の状況

防災課

平成16年9月5日23時57分頃に東海道沖で発生した地震に伴い、気象庁から津波警報が発表されました。消防庁では、「津波警報が発表された場合には沿岸部の市町村長は直ちに避難勧告を行う」よう要請してきており、今回避難勧告を実施した市町村が少なかったことから、その理由と、津波避難に関する防災体制等を調査しました。

避難勧告の実施状況

津波警報が発表された3県42市町村のうち、避難勧告を実施したのは12市町村だけでした。避難勧告未実施の市町村はその理由として、「今回の津波高予測（1m）では、たいしたことではないと考えた」、「第一波は小さかった」、「職員の海面監視により状況判断した」等の回答を多く寄せています。

しかし、津波は海底・海岸の地形により予測以上の被害をもたらす場合があること、第一波が必ずしも最大ではないこと等を考えると、安易な判断はせず一刻も早く避難勧告を行うことが必要です。

津波警報発表地域での避難勧告等実施状況

n=42

勧告等実施区分	該当市町村数	構成比率
避難勧告・指示の実施	12	28.6%
呼びかけ等注意喚起のみ	17	40.5%
対応なし	13	30.9%

勧告等が適切に行われていない市町村
30市町村
(71.4%)

避難の実績

市町村数	避難勧告対象人数	避難実績数	差
12	140,722	8,608	132,114
(割合)	(100%)	(6.1%)	(93.9%)

津波避難に関する対策の実施状況

避難勧告を発令する基準の整備だけでなく、避難地・避難路の指定及び避難訓練の実施といった一貫した対策が必要です。本地震では勧告を実施した12市町村の58.3%が「避難地・避難路」を指定済みであるのに対し、勧告未実施30市町村では23.3%に留まっており、実効性ある避難体制の確保が避難勧告実施の判断にも影響しているものと推測されます。

住民避難の状況

避難勧告等を行った市町村においても、実際に避難した住民は極めて少なく、住民への啓発、避難誘導が改めて大きな課題であると認識しています。

【参考】平成11年7月12日付消防震第28号消防庁長官通知「津波対策等の強化・推進について」

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1107/110712sin_28.htm

避難勧告・指示を行わなかった理由

n=30

理由	該当市町村数	構成比率
勧告等の発令基準に満たないと判断	5	16.7%
勧告等の発令基準が不明確で判断できなかった	2	6.7%
勧告等の基準は満たしているが、 警報の発表内容(津波高等)を見て 大きな災害に至らないと判断	11	36.7%
勧告等の基準は満たしているが、 現地の状況(海面監視や既に到達した津波高)により、 避難勧告不要と判断	9	30.0%
その他	6	20.0%

複数回答があるため合計は市町村数(30)と一致しない。

集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討骨子の概要

防災課

平成16年12月27日に開催された「集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会（第4回）」で示された「検討骨子」の概要を以下のとおりお知らせします。

検討骨子の概要

第1 避難情報の伝達

避難情報の体系・判断基準

- ・ 避難準備情報(仮称)の創設、各避難情報の意味合いの明確化・標準化
- ・ 今後定めるマニュアルに基づく、市町村による避難情報の具体的判断基準の作成等

避難情報の伝達

- ・ 避難指示では市町村長が自ら避難を呼び掛けることなどによる、住民が生命にかかる危険であることをしっかり認識するための工夫・改善
- ・ 国レベルで各市町村からの避難情報をオンライン化し、ネットワークを通じて国民等に提供することと併せて、放送事業者、コンテンツ提供者（情報配信事業者）による防災情報の住民への提供促進 等

意思決定のための環境整備等

- ・ 気象官署、河川管理者と市町村との間で、ホットライン等を通じた相互の情報交換

- ・ 都道府県から市町村に対する避難情報に関する意思決定の助言等についての検討
- ・ 気象情報、河川の水位情報等の精度向上等

第2 災害時要援護者等の避難支援

情報伝達体制の整備

- ・ 福祉関係機関等と防災関係機関との連携強化・情報伝達体制の構築

災害時要援護者情報を共有する仕組みの必要性

- ・ 個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいた共有情報等を活用した災害時要援護者の把握

避難支援プランの整備促進

- ・ 今後定めるガイドラインに示す取組事例を参考に、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めた、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）の促進

なお、平成16年度内に、各災害（水害・土砂災害・高潮等）に応じた避難勧告等の判断基準、災害時要援護者の避難支援に係る先進的な市町村に対する調査等さらなる検討を踏まえ、「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル(仮称)及び高齢者等災害時要援護者の避難支援ガイドライン(仮称)」を取りまとめることとしています。

消防庁長官褒状授与式

震災等応急室

今回の消防庁長官褒状の対象となったのは、平成16年中に発生した新潟豪雨、福井豪雨、台風第23号に伴う兵庫県豊岡市豪雨及び新潟県中越地震に緊急消防援助隊として迅速に現地に出動し、救助活動等に功労のあった消防本部及び航空消防隊です。

1 消防庁長官褒状授与式

平成16年12月16日(木)14時00分から総務省講堂において盛大に挙行されました。

褒状授与式には、災害に出動した各都道府県の代表消防本部及び航空消防隊が出席し、林 省吾消防庁長官から各災害ごとに受章者一人ひとりに、褒状が授与されました。

受章団体を代表し、佐藤和文仙台市消防局緊急消防援助隊指揮支援部隊長が謝辞を述べ、終了いたしました。



受章団体を代表し謝辞を述べる
佐藤和文仙台市消防局緊急消防援助隊指揮支援部隊長



新潟豪雨出動緊急消防援助隊



福井豪雨出動緊急消防援助隊



台風第23号に伴う兵庫県豊岡市豪雨出動緊急消防援助隊



新潟県中越地震出動緊急消防援助隊



2 褒状授与対象団体

(新潟・福島豪雨出動緊急消防援助隊 55団体) 仙台市消防局 山形市消防本部 鶴岡地区消防事務組合消防本部 西村山広域行政事務組合消防本部 天童市消防本部 山形県消防防災航空隊 栃木県消防防災航空隊 前橋市消防本部 高崎市等広域消防局 桐生広域消防本部 伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合消防本部 太田地区消防組合消防本部 利根沼田広域市町村圏振興整備組合消防本部 館林地区消防組合消防本部 渋川地区広域市町村圏振興整備組合消防本部 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部 吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部 さいたま市消防局 川口市消防本部 所沢市消防本部 川越地区消防組合消防本部 埼玉県中央広域消防本部 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部 上尾市消防本部 狭山市消防本部 越谷市消防本部 埼玉県防災航空隊 東京消防庁 横浜市消防局 川崎市消防局 富山市消防本部 高岡市消防本部 八尾町消防本部 射水消防組合消防本部 金沢市消防本部 小松市消防本部 津幡町消防本部 松任石川広域事務組合消防本部 石川県消防防災航空隊 甲府地区広域行政事務組合消防本部 峡南広域行政組合消防本部 峡北広域行政事務組合消防本部 東八代広域行政事務組合東八消防本部 山梨県消防防災航空隊 長野市消防局 松本広域消防局 上田地域広域連合消防本部 諏訪広域消防本部 佐久広域連合消防本部 北アルプス広域消防本部 岳南広域消防本部 飯田広域消防本部 長野県消防防災航空隊 岐阜県防災航空隊

(福井豪雨出動緊急消防援助隊 83団体) 川崎市消防局 富山市消防本部 高岡市消防本部 新湊市消防本部 氷見市消防本部 砺波広域圏消防本部 小矢部市消防本部 金沢市消防本部 小松市消防本部 津幡町消防本部 松任石川広域事務組合消防本部 七尾鹿島広域圏事務組合消防本部 かほく市消防本部 内灘町消防本部 加賀市消防本部 能美郡広域事務組合消防本部 石川県消防防災航空隊 長野市消防局 松本広域消防局 上田地域広域連合消防本部 諏訪広域消防本部 佐久広域連合消防本部 北アルプス広域消防本部 岳南広域消防本部 飯田広域消防本部 伊那消防組合消防本部 伊南行政組合消防本部 岳北消防本部 千曲坂城消防本部 須坂市消防本部 長野県消防防災航空隊 名古屋市消防局 豊橋市消防本部 春日井市消防本部 豊田市消防本部 海部東部消防組合消防本部 海部南部消防組合消防本部 岡崎市消防本部 一宮市消防本部 小牧市消防本部 知多中部広域事務組合消防本部 尾三消防本部 大津市消防局 湖南広域行政組合消防本部 甲賀広域行政組合消防本部 東近江行政組合消防本部 彦根市消防本部 長浜市消防本部 滋賀県防災航空隊 京都市消防局 京丹後市消防本部 宇治市消防本部 京都中部広域消防組合消防本部 乙訓消防組合消防本部 大阪市消防局 神戸市消防局 尼崎市消防局 西宮市消防局 芦屋市消防本部 伊丹市消防局 宝塚市消防本部 川西市消防本部 三田市消防本部 猪名川町消防本部 明石市消防本部 加古川市消防本部 三木市消防本部 高砂市消防本部 姫路市消防局 龍野市消防本部 北但消防本部 揖南消防事務組合消防本部 あさご消防本部 相生市消防本部 奈良市消防局 西和消防組合消防本部 中和広域消防組合消防本部 生駒市消防本部 五條市消防本部 大和郡山市消防本部 山辺広域行政事務組合消防本部 鳥取県消防防災航空隊 鳥根県防災航空隊

(台風第23号に伴う兵庫県豊岡市豪雨出動緊急消防援助隊 27団体) 名古屋市消防局 大津市消防局 東近江行政組合消防本部 湖南広域行政組合消防本部 甲賀広域行政組合消防本部 湖西広域消防本部 伊香郡消防組合消防本部 彦根市消防本部 坂田郡消防本部 東浅井郡消防本部 長浜市消防本部 大阪市消防局 堺市高石市消防組合消防本部 枚方寝屋川消防組合消防本部 豊中市消防本部 高槻市消防本部 吹田市消防本部 守口市門真市消防組合消防本部 茨木市消防本部 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 岸和田市消防本部 岡山市消防局 倉敷市消防局 総社市消防本部 津山圏消防組合消防本部 笠岡地区消防組合消防本部 高梁市消防本部

(新潟県中越地震出動緊急消防援助隊 173団体) 仙台市消防局 山形市消防本部 上山市消防本部 天童市消防本部 西村山広域行政事務組合消防本部 村山市消防本部 東根市消防本部 尾花沢市消防本部 最上広域市町村圏事務組合消防本部 米沢市消防本部 南陽市消防本部 高島町消防本部 川西町消防本部 西置賜行政組合消防本部 鶴岡地区消防事務組合消防本部 酒田地区消防組合消防本部 山形県消防防災航空隊 福島市消防本部 いわき市消防本部 郡山地方広域消防組合消防本部 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 白河地方広域市町村圏消防本部 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部 相馬地方広域消防本部 須賀川地方広域消防本部 安達地方広域行政組合消防本部 伊達地方消防組合消防本部 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 南会津地方広域市町村圏組合消防本部 福島県消防防災航空隊 水戸市消防本部 日立市消防本部 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 つくば市消防本部 常陸太田市消防本部 筑西広域市町村圏事務組合消防本部 小川・美野里・玉里広域消防事務組合消防本部 ひたちなか市消防本部 鹿島南部地区消防事務組合消防本部 石岡市消防本部 新治地方広域事務組合消防本部 高萩市・日立市事務組合消防本部 北茨城市消防本部 阿見町消防本部 那珂瓜連地区事務組合消防本部 土浦市消防本部 笠間地方広域事務組合消防本部 稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 茨城県防災航空隊 宇都宮市消防本部 足利市消防本部 黒磯那須消防組合消防本部 今市市消防本部 小山市消防本部 藤原町消防本部 大田原地区広域消防組合消防本部 栃木地区広域行政事務組合消防本部 芳賀地区広域行政事務組合消防本部 日光地区消防組合消防本部 石橋地区消防組合消防本部 鹿沼地区広域行政事務組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部 佐野地区広域消防組合消防本部 塩谷広域行政組合消防本部 前橋市消防本部 高崎市等広域消防局 桐生広域消防本部 伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合消防本部 太田地区消防組合消防本部 利根沼田広域市町村圏振興整備組合消防本部 館林地区消防組合消防本部 渋川地区広域市町村圏振興整備組合消防本部 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部 吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部 群馬県防災航空隊 さいたま市消防局 川口市消防本部 埼玉県中央広域消防本部 上尾市消防本部 戸田市消防本部 川越地区消防組合消防本部 狭山市消防本部 入間東部地区消防組合消防本部 所沢市消防本部 埼玉西部広域消防本部 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部 熊谷地区消防本部 深谷地区消防本部 越谷市消防本部 久喜地区消防組合消防本部 春日市消防本部 草加市消防本部 岩槻市消防本部 入間市消防本部 埼玉県防災航空隊 千葉市消防局 船橋市消防局 市川市消防局 松戸市消防局 市原市消防局 柏市消防局 東京消防庁 福城市消防本部 横浜市消防局 川崎市消防局 横須賀市消防局 平塚市消防本部 鎌倉市消防本部 藤沢市消防本部 小田原市消防本部 茅ヶ崎市消防本部 相模原市消防本部 秦野市消防本部 厚木市消防本部 大和市消防本部 伊勢原市消防本部 海老名市消防本部 座間市消防本部 足柄消防組合消防本部 寒川町消防本部 箱根町消防本部 富山市消防本部 高岡市消防本部 射水消防組合消防本部 八尾町消防本部 魚津市消防本部 氷見市消防本部 婦中町消防本部 砺波広域圏消防本部 滑川市消防本部 富山県消防防災航空隊 金沢市消防本部 小松市消防本部 加賀市消防本部 かほく市消防本部 内灘町消防本部 津幡町消防本部 山中町消防本部 奥能登広域圏事務組合消防本部 松任石川広域事務組合消防本部 七尾鹿島広域圏事務組合消防本部 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部 能美郡広域事務組合消防本部 石川県消防防災航空隊 甲府地区広域行政事務組合消防本部 都留市消防本部 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部 大月市消防本部 峡北広域行政事務組合消防本部 東八代広域行政事務組合東八消防本部 峡南広域行政組合消防本部 東山梨行政事務組合東山梨消防本部 上野原町消防本部 南アルプス市消防本部 山梨県消防防災航空隊 長野市消防局 松本広域消防局 上田地域広域連合消防本部 諏訪広域消防本部 佐久広域連合消防本部 飯田広域消防本部 伊那消防組合消防本部 岳南広域消防本部 須坂市消防本部 千曲坂城消防本部 北アルプス広域消防本部 伊南行政組合消防本部 木曾広域消防本部 岳北消防本部 長野県消防防災航空隊 愛知県防災航空隊



KYOTO



京都府 宇治市消防本部
消防長 松本光夫

「お茶と世界遺産のまち」歴史観光都市宇治市

本市は、京都府の南端に近く京都盆地のほぼ東南部に位置し、北は京都市、東は笠取を経て滋賀県大津市に、南は綴喜郡宇治田原町と城陽市、西は久世郡久御山町に接し、特に宇治茶の名産地として全国的に知られ市内中央部には琵琶湖に端を発する宇治川が流れています。

宇治は、古くは奈良、近江朝の時代から交通、文化の要衝の地として栄え平安時代後期に藤原氏が建立した平等院鳳凰堂を始め、中国建築を代表する黄檗山万福寺があるほか、神社建築史上日本最古といわれる国宝宇治上神社など歴史的にも有名社寺を現世に伝え残している街である。このような古い背景のもと、昭和26年3月1日市制を施行し宇治市が誕生し、以来、順調な発展を続け、市制施行発足当時人口3万8千人から50年あまり経過した現在19万1千人に達しています。

こうした中で、平成6年12月に国際連合教育学文化機関(ユネスコ)で平等院鳳凰堂及び宇治上神社が世界遺産に登録され、また平成8年3月には1350年の伝統を受け継ぐ宇治橋が新しく架け替えられるなど歴史と文化にあふれた環境に恵まれ、同年10月には、四季折々の美しさを見せる植物公園の開園、さらに平成10年11月に源氏物語の街づくりの集大成として、復元模型や映像を駆使した源氏物語ミュージアムが完成しました。また、市内山間部の笠取地域に平成11年6月に完成した宇治市総合野外活動センター(アクトパル宇治)を始めとする、ふるさと創生事業の実施にも意欲的に取り組んでいます。平成16年11



貨幣三種

月1日、平等院の「鳳凰像」を図柄に採用した新しい一万円札が発行され、「平等院鳳凰堂」の十円硬貨(昭和28年発行)、「源氏物語」の二千円札(平成12年発行)とあわせ本市と縁の深い三つの貨幣がそろい、「貨幣のまち」として新たな歴史の扉を開くことになりました。

宇治市消防本部は、昭和27年8月自治体消防として発足、平成15年11月9日には、市街中心部に市民の健康づくりと消防防災の拠点となる宇治市保健・消防センター(愛称:うじ安心館)が竣工しました。これにあわせ、新消防通信指令システムを導入「発信地表示システム」「音声合成による出動指令」「出場車両車載端末への情報表示」「車両動態位置管理システム」等、より確実・迅速な災害活動を進めています。



宇治市保健・消防センター(うじ安心館)

平成16年11月3日に市内幹線道路と京都市南部を結ぶ黄檗山手線が供用開始となり、同月26日には念願の京都市営地下鉄が本市の北玄関となる六地藏地区へ延伸され、市内交通渋滞が大幅に緩和されるとともに京都市へのアクセスが快適・便利になる反面、より多様な災害対応が求められるようになりましたが、新指令システムの稼働により、人間性あふれる地域社会づくりのため、誇るべき文化遺産を守り新しい市民文化の創造と健康で明るく爽やかな暮らしや、新しい技術産業の創設による21世紀を展望した、「快適にして安らぎのある、誇りと郷土愛が育まれる街づくり」を目指して職員一同より一層の努力を傾注してまいります。



新消防通信指令システム

タンスの町はゆれても、大丈夫

東京消防庁

東京消防庁が推進する「家具類の転倒・防止対策キャンペーン」の趣旨に共感した東京土建一般労働組合新宿支部より筆筈町会（100世帯）に対し、家具類の転倒・落下防止器具を贈りたいとの申し出があったことから牛込消防署において16年12月17日、贈呈式を実施しました。

キャンペーンは家具転倒による被害をくい止めることを目的とし、ふんばる君（家具の前面下部に敷くマット）、M7（つっぱり棒）、タンスガード（壁にネジ止めし、家具に引っかける器具）合計170個が贈られました。



防火の心が一つになった

金華山で山岳救助訓練

岐阜市消防本部

岐阜城を頂上に抱き、登山者も多い金華山を管内に有する岐阜市消防本部中消防署では16年11月25日と26日、山岳救助訓練を行いました。当日は、「登山者が滑落し、怪我をして動けない状態である」との想定で、「谷間から登山道への救助」、「急傾斜地からの救助」の2つの訓練を実施しました。山林の中という特殊かつ悪条件での救助は、一つのミスが命取りとなるため、救助隊、指揮隊、消防隊が連携し、救助ロープ、資機材等を巧みに利用して、慎重かつ確実に実践しながらの訓練を行いました。



傾斜地からの救助の様子

消防通信 望楼 ぼうろう

歳末火災予防祈願もちつき大会

県央地域広域市町村圏組合消防本部

県央地域広域市町村圏組合諫早消防署は16年12月7日、第4回歳末火災予防祈願もちつき大会を実施しました。

管内の火災件数が年々増加傾向にあることから、もちつき大会を通じて火災予防を強く訴えました。当日は、管内の女性防火クラブ員、幼年消防クラブ員、諫早市消防団等から150名が参加しました。ついた餅は、全部で40kg。つきあがった餅は、その場で「あんこ」や「きなこ」などをからめて食べました。また、防火映画の上映や火の用心の三唱などを行い、防火・防災を誓いました。



災害のない町をめざして、べったん！

全国初！石川県女性消防団員連絡協議会を発足

(財)石川県消防協会

(財)石川県消防協会は16年11月28日、全国で初となる県単位の女性消防団員で組織する連絡協議会（石川県女性消防団連絡協議会）の設立総会を開催しました。連絡協議会は県内5つの女性消防団で結成され、75名の女性消防団員が在籍しています。初代会長には、小松市消防団女性分団の僧野祐子分団長が就任し、副会長2名、監事2名、相談役5名、参与4名がそれぞれ選出されました。

総会では、協議会設立に尽力された小松市消防団北出隆一団長の挨拶を始め、来賓の方々から祝辞を頂きました。



今後の活躍に、県民の期待は高まっている

消防通信 / 望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ

防災課

少年消防クラブは、おおむね10歳から15歳までの少年少女が活動している自主防災組織です。この年代から火災・災害を予防する方法や知識を身近な生活の中に見出すことを目的とし、地域や家庭における防火・防災のために各地域で組織づくりが進められています。平成16年5月1日現在、日本全国で5,980団体が結成され、約46万人が活発に活動しています。

活動を通じて、防火・防災について学習し、話し合い、これらについての正しい知識と技能を身につけ生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、規律や防火マナー等を身につけ、健全な地域防災の担い手となるよう努力しています。

クラブの活動内容は、地域によって多少異なっていますが、次のようなものです。

① 校内点検の実施

校内に設置してある消火器や消火設備並びに避難器具等の位置の確認や外観点検を行い、その結果を校内放送で発表し、全校にその取扱いについての注意を呼びかけます。

② 講習会・防災訓練等への参加

講習会や防災訓練、救急救室などに参加し、地震等による自然災害が発生するしくみ、消火器等を使用した初期消火の方法、ロープワーク、三角巾を利用した応急手当の方法などを体験学習しています。

③ 防災キャンプ

夏休みなどを利用して、小学校の体育館などに寝泊まりし、炊き出し訓練、プール等での着衣泳法、ダンボール等を使用した避難所生活体験などを行っています。

④ 研究会記録等の配布

防火・防災に関する研究発表会等を行い、その記録や防火ポスター、防火新聞、防火チラシ等を校内に展示し、あるいは各家庭に配付するなどして火災予防や防火思想の普及に努めています。

⑤ 防火パトロールの実施

消防職団員とともに、地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるため、火災予防運動実施期間や年末を中心に夜間防火パトロールを行っています。

消防庁では、毎年3月下旬に、「自分で守ろう、みんなで守ろう」を合い言葉に「少年少女消防クラブフレンドシップ」を開催（平成16年度においては3月28日、29日に宿泊型体験学習を開催予定）し、優良な少年消防クラブに対して表彰を行うとともに、全国から多くのクラブ員が参加し、交流を深めています。また、小・中学生向けの防災啓発冊子として、「BFCわたしの防災サバイバル手帳」を作成しており、内容は消防庁ホームページでも公開中です。

(http://www.fdma.go.jp/html/life/survival/hyo1-4_01.html)

これらの施策と活動を通じた年少期の体験的防災教育がしっかりと身につく、大人になった後も大いに役立ち、地域防災力の中心的推進者として社会貢献が期待できます。



軽可搬ポンプを使用した消火訓練



夜間防火パトロール

第4回

消防研究所シンポジウム

- 消防隊員用防護服に関する国際シンポジウム -

Fourth NRIFD Symposium, -International Symposium on Protective Clothing for Firefighting Activities-

消防研究所

主催 独立行政法人 消防研究所

動向

消防隊員用防護服とその素材の研究・開発状況

後援 総務省消防庁、(社)日本火災学会、日本人間工学会、日本産業衛生学会、日本生理人類学会、日本生気象学会、全国消防長会、日本防災協会

7. シンポジウム日程(予定)

1. 開催月日 平成17年3月9日(水)~11日(金)

3月9日(水)

・基調講演:「防護服着用時の生理的負担 消防防護服着用作業時の不快感を軽減させる研究の必要性」

九州大学大学院教授 栃原 裕

・セッション1:消防隊員用保護具が及ぼす影響、消防隊員用防火服の人間工学的性質

・セッション2:空気層、水分、透湿防水層が防火服に及ぼす影響

・セッション3:消防隊用防火服の快適性、耐熱性及びそれらの評価

2. 開催場所 消防研究所内(東京都三鷹市中原3-14-1)

3. 開催趣旨

現在の消防隊員用防護服は、主に耐熱性の観点から評価がなされている。しかし、最近のISOの火災防護服関係の会議では、耐熱性能だけではなく防護服を消防隊員が着用した際の快適性・機能性の観点からの議論がなされてきている。

そこで、消防隊員用防護服に関する国内外のエキスパートを招へいし、消防隊員用防護服に係わる各国及び国際基準の状況、消防隊員用防護服に対する要求、消防隊員用防護服の素材を含めた研究・開発状況等についての討論を通じ、消防隊員用防護服の安全性の強化と高機能化及び円滑な国際流通に貢献することを目的としてシンポジウムを開催する。

3月10日(木)

・セッション4:消防隊員用防護装備の開発、性能、その他

・セッション5:消防隊用防火服のサーマルマネキン試験、その他

・セッション6:国際基準、ISO規格など

・懇親会(吉祥寺第一ホテル)(有料)

4. 使用言語 英語及び日本語(適宜同時通訳あり)

3月11日(金)

・セッション7:海外の防火服の規制、基準、現状、その他

・技術ツアー(消防博物館)(希望者のみ)

5. 参加費 無料(懇親会は有料)

6. 主要なテーマ

各国の消防隊員用防護服基準の状況と制定の背景
消防隊員用防護服に係る国際基準の状況と今後の

8. 申込み・問い合わせ先

独立行政法人 消防研究所

第4回消防研究所シンポジウム事務局

(担当:火災研究グループ 箭内、篠原)

〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1

E-mail: symp4@fri.go.jp TEL: 0422-44-8331(代表)

12月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第231号	平成16年12月 1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	登録認定機関が認定をした消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付する表示及び指定認定機関が付していた表示の取扱いについて
消防予第230号	平成16年12月 2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領の一部改正について
消防災第239号	平成16年12月 2日	各都道府県知事	消防庁次長	「防災とボランティア週間」における諸行事の実施について
消防国第 14号	平成16年12月 3日	各都道府県国民保護主管部長	消防庁国民保護室長	指定地方公共機関の指定等について
消防国第 15号	平成16年12月 3日	各都道府県国民保護主管部長	消防庁国民保護室長	都道府県の国民保護計画作成に当たっての協議等について
消防予第234号	平成16年12月 6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について
消防予第236号	平成16年12月 6日	各都道府県知事	消防庁次長	「第51回文化財防火デー」の実施について
消防予第250号 消防安第230号	平成16年12月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	量販店等における火災の再発防止に係る立入検査について
消防国第 18号	平成16年12月10日	各都道府県国民保護主管部長	消防庁国民保護室長	新聞社の指定地方公共機関への指定について
消防予第253号 消防安第236号	平成16年12月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	量販店等における防火安全対策の徹底について
消防予第255号 消防安第237号	平成16年12月21日	各都道府県知事	消防庁次長	年末年始に向けた放火対策の緊急強化について
消防予第258号	平成16年12月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則等の一部改正等に係る執務資料の送付について
消防災第261号 気地 第330号	平成16年12月22日	各都道府県防災主管部局長	消防庁防災課長 気象庁地震火山部管理課長	自治体設置震度計の設置環境調査結果について(通知)
消防情第229号	平成16年12月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	火災報告等オンライン処理システムの機能強化について
消防情第230号	平成16年12月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築指数について
消防予第264号 消防安第239号 消防特第251号	平成16年12月27日	各都道府県知事 指定都市市長	消防庁次長	地下鉄道における火災対策について
消防情第234号	平成16年12月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	火災報告取扱要領の一部改正について
消防安第243号	平成16年12月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告制度等の推進について
消防予第266号 消防安第245号 消防特第252号	平成16年12月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長 消防庁特殊災害室長	「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて」の一部改正について

消防庁人事

平成17年1月11日付

氏名	新	旧
平 嶋 彰 英	出向(総務省自治財政局地方債課長へ)併任解除	総務課国民保護室長(併任内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付))
青 木 信 之	総務課国民保護室長(併任内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付))	総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室長

広報テーマ

2 月		3 月	
林野火災を防ごう ～全国山火事予防運動～ ふるさとを災害から守るための消防団 活動への参加の呼びかけ	防災課 消防課	少年消防クラブ活動への理解と参加の 呼びかけ	防災課

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)近代消防社